

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和6年度)

施 設 の 名 称	宮城県クレー射撃場
指 定 管 理 者 の 名 称	一般社団法人宮城県猟友会
施 設 所 管 部 課 (室)	環境生活部自然保護課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成18年 4月 ～ 平成21年 3月	指定管理者	社団法人宮城県猟友会	
平成21年 4月 ～ 平成24年 3月	指定管理者	社団法人宮城県猟友会	
平成24年 4月 ～ 平成29年 3月	指定管理者	一般社団法人宮城県猟友会	
平成29年 4月 ～ 令和 4年 3月	指定管理者	一般社団法人宮城県猟友会	
令和 4年 4月 ～ 令和 9年 3月	指定管理者	一般社団法人宮城県猟友会	

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	一般社団法人宮城県猟友会
	所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17(宮城県仙台合同庁舎内)
指 定 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日(5か年)	
募 集 方 法	☒ 公募 ☐ 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	宮城県クレー射撃場	
所 在 地	柴田郡村田町大字足立字大平山1番24	
設 置 年 月	平成11年7月	
根 拠 条 例 等	クレー射撃場条例	
設 置 目 的	狩猟の適正な実施及び野生鳥獣の保護に関する思想の向上に資するとともにスポーツとしての射撃の普及振興を図るため、クレー射撃場を設置する。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	52, 241. 73㎡
	構 造	木造平屋
	内 容	管理棟 (大研修室, 小研修室, 事務室他)597. 06㎡、付属棟(機械室)28. 98㎡、射撃場トラップ射撃場1面、トラップ・スキート併用射撃場2面、スキート・ラビット併用射撃場 1面、プラーハウス4棟 他
開 館 (所) 日	4月1日～11月30日, 3月1日～ 3月31日の期間 ・火曜日(祝祭日を除く)及び祝祭日の翌日(土, 日曜日は除く)を除く日 12月1日～翌年2月末日の期間	
開 館 (所) 時 間	4月1日～10月31日 午前 9時～午後5時 11月1日～11月30日 午前9時～午後4時 12月1日～2月28日 午前10時～午後4時 3月1日～3月31日 午前9時～午後5時	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	・射撃場の使用の許可に関する業務 ・射撃場の維持管理に関する業務 ・上記業務のほか, 知事が別に定める業務	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	☒ 有 ☐ 無
	利 用 料 金 の 名 称	施設利用料金・標的放出機利用料金

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数 (令和7年1月～2月休業日増加)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和6年度) (A)	前 年 度 (令和5年度) (B)	評価対象年度 (令和6年度) (C)		
開館(所)日数	296 日	296 日	287 日	97.0%	97.0%
延べ利用者数	5,200 人	5,469 人	5,338 人	102.7%	97.6%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和6年度) (A)	前 年 度 (令和5年度) (B)	評価対象年度 (令和6年度) (C)		
猟友会	3,060 人	3,134 人	3,124 人	102.1%	99.7%
一般	440 人	470 人	449 人	102.0%	95.5%
県外	1,000 人	1,172 人	1,030 人	103.0%	87.9%
日クレー	700 人	693 人	735 人	105.0%	106.1%
合 計	5,200 人	5,469 人	5,338 人	102.7%	97.6%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和6年度) (A)	前 年 度 (令和5年度) (B)	評価対象年度 (令和6年度) (C)		
県指定管理料	1,500	1,988	1,987	132.5%	99.9%
利用料金収入	28,186	27,658	26,572	94.3%	96.1%
その他	2,107	8,737	13,839	656.8%	158.4%
収 入 計 (a)	31,793	38,383	42,398	133.4%	110.5%

(2) 支出

人件費	13,486	14,577	15,670	116.2%	107.5%
施設管理費	4,380	5,038	4,654	106.3%	92.4%
事業運営費	12,249	12,472	12,778	104.3%	102.5%
その他	1,678	6,505	8,806	524.8%	135.4%
支 出 計 (b)	31,793	38,592	41,908	131.8%	108.6%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	-209	490		-234.4%
前期繰越収支差額	-	1,615	1,406		87.1%
次期繰越収支差額	-	1,406	1,896		134.9%

自主事業の収支実績(射撃用品等販売、射撃大会事業、射撃奨励事業、教習射撃事業、技能講習受託) ※ 管理運営収支内数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和6年度) (A)	前 年 度 (令和5年度) (B)	評価対象年度 (令和6年度) (C)		
(1)収入	2,107	5,137	7,447	353.4%	145.0%
(2)支出	1,678	5,505	7,606	453.3%	138.2%
(3)収支	429	-368	-159	-37.1%	43.2%

6. 評価対象年度(令和6年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
				評価		評価
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	施設内外の巡回・点検清掃を常時実施するとともに、業者による定期的な点検整備（併浄化槽の維持管理、受水槽の維持管理、井戸及びばり過装置の維持管理、空調設備理等）を実施している。建物の警備については、警備保障会社との夜間及び射撃場休場日の機械警備の契約を締結するとともに、地元警察署、駐在所等の連絡体制をとるなどの万全を期している。	業者による定期的な設備の保守管理を適切に実施するとともに、場内の清掃及び冬場の雪かき、夏場の草刈りなど場内の環境整備を職員・ブーラーが計画的に実施し、利用者のため快適に利用できるよう努めた。 県からの賃借物件については、常に保守点検に努め、破損紛失等のないよう努めた。		施設の維持、補修が適時に行われ、射撃場の管理運営と利用者の快適な利用に努めたと認められる。	A
	収支実績	当期収入合計 42,398千円(うち県猟借入金6,391千円) 当期支出合計 41,908千円(うち県猟借入金返済1,200千円) 当期収支差額 490千円 前期繰越収支差額 1,406千円 次期繰越収支差額 1,896千円 県猟からの累積借入金13,641千円	指定管理料150万円に加えて光熱費等高騰による臨時給付487千円の交付を受けたが、クレー（標的）1枚当たりの仕入価額が令和5年4月から2円（税抜）、令和6年1月から3円値上げされたにもかかわらず、クレー利用料金の値上げ（令和6年9月から1枚当たり4.55円（税抜き）値上げ）が適時にできなかったことから収支が悪化し、資金がショートし、639万円を県猟から借り入れて運営してきた。より一層の利用者の拡大、経費節減に努めているが、装弾の値上げも重なり、利用者の大きな増加は期待できない見込である。		利用者数増加の取組により、増収となったものの、物価高騰の影響などから、支出額も増額している。 県で、指定管理料に光熱水費の高騰分も付加して支払い、設備の老朽化対策も段階的に実施しており、今後、利用料金の増額改定にも対応していくことから、経営改善に向けて、引き続き、尽力いただきたい。	A
効率性	管理運営体制	利用者数（予約状況等）に応じた適正な人員（ブーラー）を配置している。新人のブーラーの教育にあたるベテランのブーラー・職員は、新人が自立できるまで十分な教育・サポートを実施している。また、宮城県クレー射撃場管理運営委員会（年4回開催）において、職員に対する必要な指導・教育ができていないか検証し、問題があれば、本人と話し合う等適切な管理運営を実施している。	ベテランブーラーの退職に対し、迅速に新人ブーラーを確保するとともに、新人教育について、十分な研修期間を設け、確実に必要な教育を実施した。また、土日曜日のみ対応可能なアルバイトを確保し、確実に必要な研修を実施している。新型コロナウイルス感染対策も引き続き、マスク、手指のアルコール消毒等を確実に実施し、感染者の発生を防いだ。来場者が多い日には、職員二人も交替でブーラーに入るなど滞りなく営業できた。		新型コロナ感染対策を行いつつ、ブーラーの人員確保及び新人教育を行うとともに、土曜日及び日曜日のみ対応可能なアルバイトを確保するほか、多忙期には職員もブーラーを行うなど、安定的な施設稼働に努めており、適切な体制だったと認められる。	A
	人員体制	正規 2 人 非正規 4 人				
	運営業務（ソフト事業等）の実施	利用者の利便性のため次の事業を行った。 ・装弾の販売（十二村銃砲店に委託） ・射撃用品（ベスト、帽子、手袋等）の販売、ジュース等の飲み物の販売（自動販売機設置） ・令和5年度の開設したHPにより、射撃場の予約状況・営業日等の情報を提供し、利用者の利便性を向上させている。 ・井戸水は飲料不適（鉛害）であるため、冷水器による飲料水の無償提供を行っている。	計画通り実施した。なお、ウォーターサーバーは年間15万円かかり、経営の足かせになっている。令和5年に開設したHPについて、より利用者の利便性向上につなげる改善・工夫に取り組んでいる。		利用者への物品の幹旋やHPによる営業・予約状況の情報発信等、利便性の確保が図られるなど、適切に運営されたと認められる。	A
有効性	利用実績	入場者数 5,338人、大研修室利用 全日14回、半日20回、小研修室利用 全日3回、半日67回、標的放出機使用枚数、T／S 404,889枚、その他892枚 新型コロナの影響で利用が減少した令和2年度、3年度に比べ、日クレー射撃協会主催の全国大会等の誘致や本会支部射撃大会開催回数増等により、令和4年及び令和5年度は利用者を増やすことができたが、令和6年度は度重なる標的及び装弾の値上げにより利用者がやや減少している。	利用者の大きな増加は難しいが、利用者拡大に日クレー射撃協会等の協力を得て全力で取り組んでいる。		令和6年度の利用者数は前年度と比較して減少したものの、利用者数増加に向けた取組を行い、積極的な施設運用に取り組んだものと認められる。 今後も、経営改善・集客・利用頻度増加に向けて尽力いただきたい。	A
	利用者サービスの向上	射面に常設の待合テントを4基新設した。射台に移動式雨除けテントを設置し、日クレー会員の利用拡大を図っている。・ホール内を禁煙とし、外部に喫煙用の灰皿を設置。・装弾の販売を十二村銃砲店に委託し、来場すれば弾を購入できる体制を整備。・射撃大会の順位表作成・優勝者の写真を掲示並びに賞状の印刷など利用者の便宜を図った。・ホール内に飲料水の給水器（無料）を設置し、利用者への便宜を図った。	2年前に新設した待合テントは、天候が悪い日等の対策に設置し、利用者の評価も高い。オリンピックで使用したクレー雨除けテントの払い下げ（有償）で設置したことで、日クレー会員の利用拡大に繋がっている。・装弾販売の利便性向上に、委託業者との話し合いを定期的に実施。受動喫煙対策等は利用者の理解を得て計画通り実施した。		射撃大会の順位表や優勝者写真の掲示など、施設利用者増加のための創意工夫を行っているほか、装弾販売や受動喫煙対策などの利用者の利便性確保に努めたと認められる。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	・ご意見カード回収箱を設置し利用者の要望の把握に努めた。・回収したカードについて、管理運営委員会で審議分析し、指摘があった内容は速やかに従業員・装弾販売委託業者と共有し確実に改善し、射場の運営に活かしている。 利用者から、設備の老朽化を指摘する投稿が多かったが、修繕計画等を丁寧に説明し理解を得ている。また、令和5年8月の落雷被害により、大研修室のエアコンが不調となり利用者に不便をかけているが研修場所をホールに変更したり、簡易エアコン（取り外し可能）により対応している。	利用者の苦情や要望はその都度職員が受け止め対応しているが、利用者カードでの指摘は射撃場管理運営委員会に諮り経営改善に向けて具体的な改善に取り組んでいる。落雷被害による施設設備の破損について、簡易エアコンの設置など応急的な対応をとるとともに丁寧に利用者へ説明し理解を得ながら運営している。		ご意見カードによる苦情や要望に対し、運営委員会に諮るほか、施設設備の破損への応急対応を実施するなど、具体的な改善に努めたと認められる。	A

その他	県民の平等利用	・当施設は、狩猟を行う者の射撃訓練研修、及び有害鳥獣捕獲等公益活動の訓練の場とする者、競技射撃を行う者、レジャーとしてクレー射撃を行う者等に広く解放されるものであり、これを同等に受け入れる体制としており、使用拒否の件数はなかった。 ・また施設は、初級者から上級者まで多様な来場者及び猟友会、クレー射撃協会、銃砲関係者等主催大会が開催されるため、柔軟に対応できるよう日程調整等に十分配慮した。 ・射撃場活性化対策に係る事業(新人シューターフォローアップ事業)により初心者が利用しやすい環境を作っている。	狩猟免許試験会場や狩猟免許更新講習会場として利用されるなど公的利用も増え、手軽に利用できる施設としての県民の認識も向上している。 また、県(自然保護課)が企画し実施している「新人ハンター養成講座」「新米ハンターレベルアップ講座」の会場として研修室を使用してきた。 射撃場は敷居が高いという初心者向けに射撃場見学者を随時受け入れている。また、新人シューターフォローアップ講座受講者から射撃場利用の敷居が低くなったとの評価を得ている。	A	狩猟免許試験や免許更新講習、新人ハンター養成講座の会場で利用され、また、射撃場見学者を随時受け入れるなど、新たな狩猟者の確保に向けた柔軟な対応に努めたと認められる。	A
	安全対策	・施設内の巡視・設備の点検は毎日実施、特に射台及び周辺、銃手入れ室の点検は射場管理者が常に巡回し、事故防止及び火災予防に努めている。また、労働安全衛生に関する職員研修会を実施している。	新型コロナウイルスを始めとする感染対策について、県自然保護課の指導に沿い、クレー射撃場管理運営委員会で対策を実施してきた。建物内外の火災の防止及び事故防止について、消防用設備等保守点検業者及び電気工作物保安等業者による定期点検を実施するとともに、防火管理者を定めて消防計画を策定し、所轄消防署の指導を得て、防火訓練を徹底している。	A	消防設備や家用電気設備などの施設保全点検を実施し、防火管理者を定めて消防計画を策定し消防訓練を行うなど、適切な管理運営体制により来場者の安全確保に努めたと認められる。	A

主な視点	項 目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価	
その他	個人情報の保護	・宮城県猟友会個人情報保護規程により、個人情報の保護に努めた。 ・個人情報保護規程を職員に周知徹底した。	計画通り実施した。		個人情報の管理について、適切に取り扱われている。	A
	自主事業の実施	○射撃大会の実施 新型コロナ対策を講じた上で、射撃大会を実施(安全祈願祭射撃大会46名出場、夏季射撃大会(80名出場)・秋季射撃大会(82名出場)及び各支部射撃大会)。 ○狩猟者等のための講習会の実施 ・有害鳥獣捕獲隊員特別研修 47名受講 ・射撃教習事業(初心者対象の教習)20名受講・技能講習受託事業(県警からの受託)53名受講・新米ハンターフォローアップ講座15名受講 ・猟銃保管事業(保管能力45丁)R6年度126,000円	射撃大会は、3年目となる春の安全祈願祭射撃大会参加者の定着を図り、新型コロナ感染対策を講じながら、利用者確保と利用増進を図るため、前年度参加者へのはがき作戦や大会時の賞品を工夫するなど創意工夫により参加者の確保に努めた。また、冬期間の利用者確保対策として、県外利用者、特に山形県からの利用者に県境支部から声掛けを行うなど利用増進に努めた。講習会は、有害鳥獣捕獲特別研修(新人対象)、新人シューターフォローアップ講座(初心者対象)等の開催により、当射撃場利用のきっかけづくりとすることができた		新型コロナ感染対策を講じながら、大会開催・誘致を積極的に行い、利用者確保に努めた。 射撃場利用のきっかけとなるよう、初心者等を対象とした講習会の開催し、射撃場の利用者増加に向けた取組を行っていることが評価できる。	A
	その他の取組	・射撃場内における銃砲等の取扱いについては、銃刀法、指定射撃場の指定に関する総理府令等関係法令を遵守するとともに地元警察署等の指導を受け、事故発生の防止に努めた。 ・環境配慮の取組状況 使用済みクレーを回収し、再利用のため販売業者に引き渡した。	計画通り実施した。		事故発生の防止に努めている。 また、環境に配慮した適切な取組が実施されていると認められる。	A
	総 合 評 価		利用者人口の減少及び標的・装弾の値上げによる利用者・射撃回数減少、さらに設備の老朽化や設備不足(ライフル射撃場)による利用者離れなどで、クレー射撃場の収支状況は大変厳しい状況にある。利用者増加策や経費削減策も飽和状態であり、抜本的な対応を早急に取り組むことが必要である。 早急に借入金で運営している状況から脱却(累積した借入金の返済計画の策定)できる道筋をつくらない場合、重大な経営判断を求められる状況である。		新型コロナウイルスや物価高騰の影響があるなかで、随所に努力のあとが見られ、評価できる。 経営改善に向けては、利用料金の増額改定のほか、引き続き、射撃大会の誘致や自主企画事業等を含めた集客対策を実施し、定期的に収支状況を確認の上、県と指定管理者とで連携しながら、健全経営に向けた対応策を随時検討・実施していく必要がある。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評 価	評 価 の 考 え 方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評 価	評 価 の 考 え 方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項 目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	収支の赤字が続いていることから、利用者の拡大に向けて、令和5年度に新設したHPの改良に努め、県内外から新規利用者の拡大を図るとともに、度重なるクレー（標的）の仕入値の引き上げに対応した標的の利用料金の改定により売上（収入）の増加を図る。また、開設以来26年となる建物や付属物及び備品等に経年劣化が進んでおり、利用者の安全と快適な利用環境及び施設等の機能を維持するため、及び故障等で突然の修理費等の発生が重なっている状況を踏まえ修繕計画の確実な実行が必要と考えます。 なにより、現在の収支状況で運営を継続することは困難であり、抜本的な対策を県との協議で導き出したい。	県では、施設の老朽化や集客につながる施設の改善については、指定管理者と協議し、中長期計画を見直しながら段階的に実施するほか、緊急的修繕にも対応してきている。 利用者数増加の取組により、増収となったものの、物価高騰の影響などから、支出額も増額していることから、引き続き、射撃大会誘致や自主企画事業等を含めた集客対策・経営改善に努めてほしい。 経営改善に向けては、定期的に収支状況を確認の上、県と指定管理者とで連携しながら、対応策を随時検討・実施していく必要がある。